



西条商工会議所

入会のご案内



商工業者の方であれば、規模、業種を問わずご加入いただけます!

■入会の資格

西条商工会議所管内で、営業所・事業所・工場等を有する商工業者(個人・法人)、協同組合、医療・福祉・宗教法人、土業、サービス業などを営んでいる方なら、業種・規模を問わず加入いただけます。 ※市外で事業を営んでいる方も、西条商工会議所の趣旨にご賛同いただける方も加入いただけます。

西条商工会議所の組織や役割をご理解いただきまして、貴社の事業発展のためにぜひご加入いただけますよう、お願い申し上げます。

■入会の方法

手続きは簡単、いつでもお気軽にお問合せください。

①窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入します。

申込書は当所ホームページからもダウンロードできます。

②年度途中に入会する場合は、入会時に該当年度の年会費をご納入いただきます。

■年会費

◆個人事業所 5,000円(2口)以上

◆法人事業所 10,000円(4口)以上 ※1口 2,500円

○入会金は不要です。

○会費のお支払いは、口座振替もしくは銀行振込みとなります。但し、銀行振込みの場合は、振込手数料が別途必要になります。

○年度途中の入会の場合は、ご入会時に該当年度の年会費をご納入いただきます。

○※会費・負担金は経理上損金として処理ができます。また、会費・特定商工業者負担金は、消費税の課税対象となりません。

○事業所の規模・概要によって「特定商工業者負担金」を併せてご請求させていただく場合があります。詳細は以下をご参照ください。

■特定商工業者負担金

毎年4月1日現在で、西条商工会議所内に6ヶ月以上継続して営業所、事務所、工場又は事業所を有し、常時使用する人数が20人(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者は5人)以上、または、資本金額又は払込済み出資総額が300万円以上である商工業者を特定商工業者といいます。

商工会議所は政令により、地区商工業者の基礎事項を記録し商工業の振興、改善発展を図るための法定台帳の作成が義務付けられており、その管理、運用に要する経費に充てるため、特定商工業者に対し負担金を賦課することができる(同法12条)とし、該当する事業者の方には会員・非会員にかかわらず年額1,000円のご負担をお願いしています。





会員様向け各種サービス



👍 経営相談をしたい！

◆経営指導・専門家相談

窓口相談や事業所への巡回相談を通して、中小企業・小規模事業者の経営課題解決のお手伝いをしています。販路開拓やPR、技術革新等、経営に関して何でもご相談下さい。また、専門的で高度な知識を要するご相談には弁護士、税理士、中小企業診断士などの専門家による無料相談会も実施しています。

例) 法律相談、不動産相談、専門家による個別相談、派遣等

👍 資金を調達したい！

◆金融相談

政府や愛媛県、西条市の低利な融資制度をご紹介します。

<小規模事業者経営改善資金(マルケイ融資)>

商工会議所が日本政策金融公庫に推薦する事で、無担保・無保証、低金利で利用できる融資制度。最大 2,000 万円まで融資可能で、運転資金や設備資金等、幅広く利用可能。

(利率 1.45% 令和 6 年 6 月 1 日現在)

※金利は変動しますのでご確認ください。

👍 会計や確定申告の相談をしたい！

◆記帳指導・税務申告相談

個人事業者を対象とし、日々の会計に関する帳簿付けから、年末調整・決算及び確定申告までの一年の経理実務について、通年で継続的に指導します。

例) 税務セミナー、インボイス・電子帳簿保存法セミナー

また、確定申告期には、個々に作成された決算書・確定申告書の確認や記載方法、計算方法について指導を行い、税理士の確認後、提出書類の受付をします。(e-tax により確定申告)

例) 税理士による年末調整、決算確定申告相談会(無料)

※2月下旬～3月上旬に本所・支所で実施

👍 労働保険事務代行サービスを利用したい！

◆労働保険・労働保険事務組合

労働保険(雇用保険・労災保険の総称)に関係する各種手続きなど、煩雑な事務を代行します。当所に事務委託いただくことで、事務負担軽減以外に以下のような**メリット**があります。

【メリット】

- ①本来労災保険に加入できない法人役員や個人事業主、家族従事者も特別加入が可能です。
- ②労働保険料を3回に分けて納付が出来ます。



👍 証明書の発行

◆貿易証明の発給

原産地証明書など、海外との貿易の際に必要な各種証明書類を発給しています。

👍 スキルを高めたい！

◆講演会・セミナー(研修会)開催

企業経営と次世代を担う人材の自己啓発のための情報が満載です。

経営に必要なスキルを身に付けていただくため、時代に合わせた内容で多様なメニューを提供します。

例) 複式簿記講習会、新入社員研修会
経営戦略セミナー、デジタル活用セミナーほか

◆各種検定試験

仕事で必要とされる知識や能力が身に付きます。

〈主な検定試験〉

- 珠算能力検定 ○日商簿記検定 ○ビジネス実務法務検定
- 福祉住環境コーディネーター検定 ○環境社会(eco)検定

👍 会員企業間で交流をしたい！

◆青年部

会員事業所の若手経営者や後継者により組織されており(満20歳～49歳未満)、地域を支える青年経済人として会議所活動の一翼を担いながら、自己研鑽や地域活性化に取り組み若手経営者の集まりです。

◆女性会

商工業に従事する女性が知恵と教養を深め、女性ならではの視点で地域活性化を目的に、イベント・交流事業に積極的に参加しています。

👍 自社の広報をしたい！

◆所報誌「はばたき」の発行(毎月5日発行)

経営を支援する様々な事業や各種セミナー、会員事業所の情報、経営に役立つ最新のホットな話題をお知らせしています。

◆広告掲載、チラシ同封サービス(有料)

毎月5日に発行する所報誌への広告掲載、チラシ折込みサービスを行っています。会員事業所の商品・サービスのPRに、ぜひご利用ください。

◆会員紹介コーナー掲載サービス(無料)

当所会報誌に会員事業所の商品・サービス・技術などをご紹介するコーナーへの掲載事業所を募集しています。



会社の“もしも”に備えたい！

◆生命共済制度(うちぬき共済)

- 病気・災害による死亡、事故による入院を業務上・業務外を問わず保障します。商工会議所会員のみが加入できます。
- 会議所独自の給付制度(見舞金・祝金)が付加されています。
- 役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- 1年更新で医師の審査は不要です。
- 余剰金は1年ごとに配当金としてお支払いいたします。

◆特定退職金共済制度

- 従業員の退職金を積み立てる制度です。
- 掛金は月額1,000円～30,000円の範囲内(1,000円単位)で設定でき、全額損金又は必要経費に算入できます。
- 掛金は1人月額3万円まで非課税です。

◆小規模企業共済制度(事業主の退職金共済)

- 小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業・退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 掛金は全額、確定申告時の所得控除対象。
 - 共済金は一時払い又は分割払い
 - 共済金は、税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得
 - 掛金の範囲内で事業資金等の貸付付制度を利用可能

◆経営セーフティ共済制度(中小企業倒産防止共済)

- 取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者自らが連鎖倒産する等の事態を防止し、経営の安定を図るための共済制度です。取引先が倒産した場合に、納付掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の貸付けが受けられます。
- 貸付けは、無担保・無保証人・無利子で受けられます。
 - 掛金は、税法上損金(法人)、または必要経費(個人)に算入できます。

◆いざという時のリスクに備える各種共済制度

【県火災共済制度】

- 住居を含む不動産、家財、設備、商品などに小さな掛金で大きな保障。
- 支払対象・・・火災、落雷、破裂または爆発、風災・雪災、物体の落下・衝突、騒じょう・労働争議、水ぬれ、盗難、その他(傷害費用、残存物片づけ費用、失火見舞金も支払われます。)

【生命障害共済】

- 24時間保障。労災保険や他の保険に関係なくお支払します。職種、年齢を問わず一律の掛け金です。

【まごころ共済】

- 交通戦争では加害者も被害者。自賠責保険や任意保険とは関係なく、契約者に共済金が支払われます。

【西日本自動車共済】

- 基本掛金が安い。独自の団体割引制度がある。現在ご加入の無事故割引をそのまま引継ぎできます。



補助金を申請したい！

◆補助金申請・経営計画策定等の支援

政府や自治体等の補助金、助成金の申請書作成を支援します。

例) 小規模事業者持続化補助金(販路開拓)等

頑張る従業員を称えたい！

◆優良従業員表彰

永年にわたり勤続された従業員や、社業の発展と地域経済の振興に尽くされた優秀な従業員を推薦いただき、その功労を称え表彰します。

その他の支援・サービス

◆容器包装リサイクル法の申込受付

容器包装リサイクル法による再商品化の申込や委託契約の代行業務を行っています。

◆ホームページ

当所からのお知らせ、各種共済制度・セミナー・検定試験案内・会館使用申込書など各種届出用紙のダウンロードをすることができます。

西条商工会議所

検索



◆西条商工会議所会館のご案内

〈貸会議室〉

西条商工会議所では、セミナーや講習会、研修会などにご利用いただける会議室をご用意しております。用途や人数に応じた大小様々な会議室を揃えておりますので、ぜひご利用ください。

※フリーWi-Fiがご利用いただけます。各種オンライン会議、セミナー開催にもご利用ください。

※ご利用を検討の際は、事前に空き状況をお電話にてご確認ください。

※会員の方は、基本料金が割安になります。

◆調査・研究

経済・運営に関する調査を定期的に行い、結果を報告書にまとめて会員の企業経営上の参考資料としてお役立てください。

○LOBO調査(通年)

○中小企業景況調査(四半期毎)

○市内中心市街地通行量調査



商工会議所とは…

商工会議所は、明治11年東京、大阪、神戸の実業界の人々が提唱して設立され、古い歴史を背景に発展してきました。現在の制度は昭和28年8月に制定された「商工会議所法」という法律に基づき設置されている地域総合経済団体です。その地区内における「商工業の総合的な改善発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資すること」を目的としています。（商工会議所法第6条）

資金・人材・ビジネスチャンス・安心・信用・創業の分野で多彩な経営支援、そして活力ある地域社会づくりのために政策活動を積極的に展開しています。

《国内515商工会議所…総会員数約125万人、海外商工会議所…世界136か国》



《西条商工会議所 本所》

〒793-0027

愛媛県西条市朔日市 779 番地 8

電話：(0897)56-2200 / FAX：(0897)56-2206

URL：http://www.saijocci.or.jp e-mail：info@saijocci.or.jp

《西条商工会議所 東予支所》

〒799-1371

愛媛県西条市周布 220 番地 2

電話：(0898)64-5000 / FAX：(0898)64-0757

